

## 10. 管理運営

## 【到達目標】

大学の最大の使命である建学の精神を実現するため、大学の管理運営にとって肝要なのは適正な意思決定プロセスを構築することである。

従来、意思決定プロセスは、一般的には合意形成過程が重視され、迅速性・効率性は軽視されがちであった。しかしながら、近時の社会情勢が激変する中で、本学の教育・研究および医療活動に求められる社会的使命を果たすため、必然的に大学の意思決定のプロセスにも迅速性・効率性が求められている。

とりわけ、教育研究面での管理運営では、学部分権化の推進と各センターの活動を時代の要請に適ったものとするためには、管理運営体制の相互連携や意思決定に関する明確なポリシーが重要となる。また、学長が十分なリーダーシップを発揮し、本学の目指すべき方向性を示すとともに大学の執行部と管理運営組織との連携も図る必要がある。

このように、「適度な緊張」と「良好な協調」というバランスに基づいた効果的な管理運営体制の充実を図るために、以下のようなことを目標とする。学長および学部長が適切かつ妥当な手続により選任され、その権限内容を明確化するとともに、学長がリーダーシップをとれるような体制を整備する。各学部教授会が、教育課程や教員人事等において適切な役割を果たすことができるようにする。また、学部長・各学部教授会などと、学長・大学協議会などの全学的審議機関との適切な連携および役割分担を図り、大学の意思決定プロセスが効率的に運用され、さらに、教学組織と理事会との効果的な連携協力関係を築く必要がある。

## (1) 教授会

## 【現状の説明】

## (教授会の役割と活動、教授会と学部長の関係、教授会と全学的審議機関との関係)

本学では、福岡大学運営規則第9条2項において各学部教授会をおくことが定められている。

教授会の審議内容は、福岡大学学則第6条で、学部の教学に関する重要事項と定めており、具体的な審議事項として次の8項目があげられる。すなわち、①学生の入学、休学、退学、復学及び再入学に関する事項②卒業の認定に関する事項③教学に関する事項④学生の補導に関する事項⑤所属教授、准教授、講師、助教及び助手の任免に関する事項⑥学長が諮問した事項⑦学部長又は専任教育職員の3分の1以上が必要と認めた事項、および⑧学則その他諸規程に定められた事項である(福岡大学学則6条3項)。

教授会における審議は、福岡大学教授会規程において「教授会は構成員の3分の2の出席をもって成立し、議決は有効投票の過半数で決する。ただし、同数の場合は、議長の決するところによる」(同規程4条1項)とされているが、人事を議する教授会についてはさらに厳格な要件を定めており、「専任教授の3分の2の出席を要し、議決はその3分の2で決する」(同規程4条2項)としている。教授会の議長を務める学部長は、教授会構成員である専任教授の中から、教授会の互選で選出される(福岡大学役職員選任規程2条)。

教育職員の資格に関する事項は、福岡大学教育職員資格審査手続に関する規程により、学部長は資格審査を受ける者について、あらかじめ当該学部の専任教授のみをもって構成される教授会(正教授会)の承認を得なければならない(同規程3条)。承認が得られた者については、教育職員資格審査委員会(同規程2条)で審議される。教育職員資格審査委員会は、学長・副学長・各学部長・

## II. 大学 管理運営

各学部の代表それぞれ2人で構成される全学的な組織となっている（同規程5条）。当該委員会の議決は、構成人員の4分の3以上出席し、出席者の3分の2以上の多数による（同規程9条）。

本学の全学的な意思決定機関としては、大学協議会が設置されている。大学協議会は、大学協議会規程により、企画運営会議において作成された予算案や基本計画などの重要事項を審議する場とされている（同規程1条）。大学協議会は、その構成員として、学長、副学長、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、第二部主事、病院長、大学協議員（各学部教授会から選出された教育職員）、研究科長（文系1人、理系1人）、法科大学院長、大学院学務委員長、附属大濠高等学校長、以上の者をもって構成すると定められている（同規程2条）。

### 【点検・評価】

教授会は、学校教育法において設置が義務付けられ、重要な事項を審議する機関として位置付けられているが、具体的な審議事項・運営方法については明示されていない。しかし、本学教授会規程では、学部教授会の運営に必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が定めるものとされており（同規程6条）、實際上、各学部の特性に応じた、教授会の運営に関する細かな実務上の取り決めがなされている。

本学では、教授会の審議事項として8項目の事項を学則で明確に定めており、また、これらの事項に関連して入試・教務・学生などを担当する役職員が各学部内に置かれ、さらに、学部内の諸委員会で慎重に議論を重ねたうえで、それらの事項が教授会に諮られている。このようにして、教授会において実質的に実りのある審議を可能とする体制を構築している。

人事を議する教授会については厳格な決議要件を定めているが、これは、教学上の事項を決する権限を持つ教授会の人事について、慎重な審議を求めているあらわれである。

本学の教授会は、教育課程や教員人事に関して非常に重要な役割を担っており、活動の適切性は、決議要件を規程で明確に定めることにより担保される。特に、教育職員の資格に関する審議については、全学的な組織である教育職員資格審査委員会が担うことで公正な資格認定が行われる。もっとも、本学は文系および理系の9学部31学科を擁する総合大学であることから、資格審査において論文・研究業績等の評価について文系と理系で認識の違いがあることについて若干の問題がないではない。しかし、文系・理系にとらわれず、客観的な資格認定を可能とするもので、評価できるものであろう。

教授会と全学的な意思決定機関との連携という点では、大学協議会の委員に教授会の代表として各学部長が含まれていることにより、教授会の意見は適切に反映されている。また、学部長以外にも各教授会で選出された大学協議員を含むことで、全学的な意思決定の場での慎重な判断と透明性の確保が図られている。

また、本学の場合は、寄附行為において学部長が理事を兼ねるという組織体制になっており（同寄附行為7条1号）、これは、本学の目的である大学教育・研究を担っている教育職員からなる教授会の意見が法人の意思決定プロセスに適切に反映される仕組みとして、重要なものとなっている。

今回の自己点検の結果、本学の教授会は十分に機能していると判断できる。あえて、課題をあげるならば、教授会による教学主導型の管理運営と理事会による経営主導型管理運営の関係の調整をどのように考えるかであろう。

### 【改革・改善策】

本学では、教学面において学部の分権を進めており、どのような人材を学部を採用するのか、ど

のような学生を確保するのか、社会との連携をどのように組み立てるのか等は、学部が主体的に判断していく問題であり、これについては法人理事会が十分に配慮し、本学の教育・研究の活性化・発展を促進させる必要がある。一方、経営面においては、法人理事会の経営方針と教職員の経営意識の乖離が無いよう、学長のリーダーシップのもと、法人の意思決定が学内に十分周知徹底されかつ教職員の理解が得られるようになさなければならない。

本学の管理運営体制としては、教学主導型の管理運営を伝統としており、教学サイドにおける最終意思決定機関として大学協議会があり、その前段階の審議機関として学部長会議がある。しかし、本学の総合大学としての規模拡大等に伴い、教学（教授会）と経営（理事会）の役割や機能の分担を明確にすることが要請されるようになり、理事の構成や人数についても再検討することが必要となってきた。学部長が自動的に理事を担当するという現在の制度について、長所や短所の検討や、本学が大学教育・研究機関であることから、従来の教学主導型の管理運営の伝統も維持した上で理事の構成をどのように見直しをすべきか等について検討することにより、本学の教学と経営の役割・機能の分担を明確にすることが求められるであろう。

### （２）学長、学部長の権限と選任手続

#### 【現状の説明】

#### （学長・学部長の選任手続）

##### （a）学長の選任手続

学長の選任は、福岡大学学長選任規程に基づく選挙および信任投票により選出された学長候補者を、理事長に報告したのち理事会に諮り承認を得て決定される。学長の任期は４年とされ、多選による弊害を防ぐため３選を禁じている。

理事会に諮る学長候補者の選任手続きは次のとおりである。

- ①本学の学長、副学長、専任教授、本学での教授の経歴のある者、以上のうちから学長候補者推薦委員会（大学協議会の構成員、学部から選出された評議員により構成）により、学長候補者５人を推薦する。
- ②学長候補者５人のうちから、学部や法科大学院、病院・附属看護専門学校、附属大濠高等学校・中学校および事務部門から各々選出された選挙人（総計 173 人）による選挙を行い、学長最終候補者を決定する。
- ③学長最終候補者は、資格および一定の勤続年数の条件を満たした信任投票有資格者による信任投票を受け、不信任の投票が信任投票資格者総数（平成 19（2007）年は 926 人）の過半数に達しなかった場合は信任されたものとみなされる。

なお、学長最終候補者選挙および学長最終候補者信任投票の管理は、学長選挙管理委員会がこれにあたることとなっている。

##### （b）学部長の選任手続

学部長の選任は、福岡大学役職員選任規程に基づき、学部教授会を選挙機関として教授会の構成員たる専任の教授より選出される。選任手続きは、教授会構成員たる専任の教授・准教授・講師による投票で、有効投票総数の過半数を得た者をもって当選人とする。任期は２年とし再選を妨げない。選出された者は、理事会の同意を得て理事長が決定する。

## II. 大学 管理運営

### (学長権限の内容と行使)

学校法人福岡大学運営規則（以下「運営規則」という。）において、「学長は本学の運営並びに教学の最高責任者として法人の設置する学校を総理し、職員を統督する」と定められている（同規則7条1号）。これにより学長は、その権限として、大学にあっては管理運営および教学に関する学内における最高審議機関である「大学協議会」を招集し、議長となって運営することができる。また、大学や各学部に関連する事項の協議、連絡および調整を行う「学部長会議」、管理運営に関わる企画・立案と、その業務執行ならびに執行計画の策定にあたる「企画運営会議」においても、学長はこれを招集するとともに議案を付議し、その議長となって議事を進めることになっている。

さらに、学長が大学院における教学事項を協議する「大学院委員会」や、各研究科に関連する重要事項を協議・調整を行う「研究科長会議」においても同様の権限を与えられている。

法人運営においては、学校法人福岡大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）により、学長は専務理事として理事長の意図を受け、法人の運営にあたることとされている。

このように、大学の主要な意思決定機関を統括している立場から、学長の権限は極めて大きいように考えられるが、大学協議会での議事は出席者の過半数の同意をもって決するなど、リーダーシップを発揮しつつも、学部間等の連携や調和を図り理解を求めながら、法人および大学の意思決定を行っている。

### (学長と全学的審議機関の間の連携協力及び機能分担、権限委譲)

本学の運営並びに教学の最高責任者である学長は、大学協議会や大学院委員会を招集し、議長を務めることになっているが、会議で審議される事項は、原則的に企画運営会議において事前に協議・調整されている。

企画運営会議では、教育や研究などの分野に応じた部門別会議を設置し、構成員である副学長や事務局長、学部や諸機関の所属長と連携・調整を図っている。企画運営会議で協議された事項は、学内の意見を集約する必要があるものについては、学部長会議や研究科長会議で協議事項として取り扱われ、更には学部の教授会等においても協議される。

しかし、大学が抱える課題全てが大学協議会や大学院委員会で審議されるわけではなく、教育・研究および医療に直接携わる部門・部署等の審議機関（例えば、教務委員会や学生部委員会等）で、意思決定および業務の執行がなされるよう権限を与え機能分担を図っているものもある。

### (学部長権限の内容と行使)

学部長の職務については、運営規則第14条2項で学長の意図を受け、学部に関する業務を掌理し、所属職員を監督すると定められている。これに基づき、学生の入学や卒業、教学に関する事項、所属する教育職員の任免に関する事項など、学部運営に必要な事項を審議する教授会を招集し議長を務めると共に、責任者として民主的に意思決定を行う権限を行使することができる。

更には、大学協議会、学部長会議の構成員として、大学の運営および教学に関する重要事項の審議に参画し、また、各種委員会の構成員として位置づけられるなど、様々な意思決定の場において、学部の代表者として意見を述べるができる。

一方で、学部長は理事として理事会の構成員となり、法人の管理運営に関する重要事項の決定に参画する立場にも置かれている。

### (学長補佐体制の構成と活動)

学長は、本学の運営ならびに教学の最高責任者とされているが、大学を取り巻く社会環境が多様

に変化していくなかですべてを把握し、多くの解決すべき課題に対し判断することには限界がある。

本学は運営規則で、副学長の職務を本学の運営ならびに教育の大綱に関する事項について学長を補佐し、学長の委嘱によりこれを行うとして学長の職務をサポートする体制をとっている。副学長 3 人を置き、教学担当、財政担当、医療担当と職務を分担し、業務別にその権限と責任をもって遂行している。また、事務局長は、学長の命を受け、本学全般にわたる事務を統轄する責任者として学長を補佐している。

さらに、平成 16 年の運営規則改正により、学長補佐および企画調整委員を置くことができるとした。学長補佐の職務内容は、学長の諮問に応じ、教学および経営に関する情報収集・調査、企画立案、学内外の機関との折衝を行うものとされている。また、企画調整委員は学長補佐の指示を受け、職務を補助することとなっている。

事務組織としては、企画部企画課が学長の意を受け、本学の管理運営に係わる基本計画および将来計画の企画・立案、調整に関する業務に携わっている。

### 【点検・評価】

#### (a) 学長の権限と選任手続

現行の選任手続は、平成 11 年に、それまでの制度の長所を生かしつつ、可能な限り多数の教職員の意思が反映されることに視点を置き改正されたものである。また、学長候補者推薦委員会より推薦された学長候補者に辞退が生じても、候補者が 3 人以上(5 人以内)で学長最終候補者選挙に臨めるように改正され、選挙人に対する選択肢の幅を確保している。

推薦を受けた学長候補者は、学長就任に向けての所信表明を学報(学内機関誌)で公表することになっており、選挙人は候補者のうち誰が大学の将来を託するに足りるかを熟慮して投票するという、より自主的な選挙を実現している。

改正において、推薦を受けた学長候補者の辞退を「病気その他推薦委員会が相当と認めた場合に限り」と厳しくしたため、当事者の意思が考慮されず学長就任の意思のない候補者まで含まれる可能性が指摘されたが、平成 11 年、15 年、19 年と過去 3 回の学長選挙において、前述されたような問題は起きていない。一方、信任投票については、より多くの職員の参加を実現するために必要な制度である。

学長の権限の行使については、現状の説明の(学長権限の内容と行使)で述べたように、法人および大学の意思決定が民主的な管理運営の下に進められていることにより、学長の独断専行を防止することができ特に問題はない。学長は、会議で議案の問題点を整理し、方針や提案を述べ、解決に向けた共通の理解と協力関係の形成に努めるなど審議機関と密接な連携をとっている。大学協議会と大学院委員会では取り扱う事項が完全に分担されており、企画運営会議でも部門別会議の設置により分野毎の機能分担が図られている。

また、学長は法人の専務理事として、理事会および評議員会においては大学協議会等から上程された事項の理解と承認に努めるなど、全学的審議機関とは密接で協力的な関係が構築されている。

しかし、近年、大学を取り巻く社会情勢の変化への対応や、学内における教育改革、組織改編により、学長のリーダーシップに基づく全学的な取り組みや、複数の部署にまたがる課題が増え、学長の職務は膨れ上がる一方となってきた。この負担増は、法人および大学の管理運営で学長に与えられた権限の行使において、重要事項に対する審議不足や、決定された業務の執行に最善のタイミングを逸するなどの弊害を招く恐れをとまなっている。

## II. 大学 管理運営

学長の負担軽減に向けては、副学長および事務局長が、企画運営会議の構成員として学長との連携・協力体制を堅固なものとし、本学の運営に関する事項の企画・立案、円滑な業務執行のための学外機関との折衝や、学内機関との協議および連絡・調整を遂行し、可能な範囲において学長の職務を代行している。

しかし、副学長や事務局長自身の業務量が懸案事項の増大にともない増えたため、学長が新しい施策を立案し、リーダーシップを遺憾なく発揮できるような十分な補佐体制を取るまでには至っていない。

また、学長補佐を1人置き他大学の調査や情報収集・分析に努めているが、企画調整委員については未だ不在の状態で、十分な機能を果たせずにいる。

### (b) 学部長の権限と選任手続

現行の選任手続きは、学部教授会を選挙機関としていることをはじめ、選挙資格、被選挙資格ともに問題はなく、学部の総意が的確に反映されたものであり、学部長権限の内容は、学部教育の充実・強化など学部運営に関する事項の決定に強いリーダーシップを発揮できる現状に問題はない。

また一方で、理事会を構成する理事として法人運営に視点を置いた立場と、学部代表者としての立場との間におけるバランスをどう保つか、微妙な問題を抱えている。

本学の学部運営については、ここ数年来、学部分権の確立を目指している。総合大学として成長を成し遂げると共に、組織的な肥大化による非効率性の解消や時代の変化に即応できる体制作りに向け、平成13年の学部事務室開設や、平成17年のインセンティブ予算の導入など、学部の特性に適合した自主的な教育研究計画の立案や迅速で責任ある管理運営を実現し、学部教育の充実・強化を図っている。

#### 【改革・改善策】

### (a) 学長の権限と選任手続

学長の権限と選任手続きに関する規定は現状のままで問題はない。ただし、一方では学長補佐および企画調整委員制度の活性化により、リーダーシップが発揮できる体制の構築を目指す。

### (b) 学部長の権限と選任手続

今後は学部分権を推進するにしても、学部長は与えられた権限の下に、より一層のリーダーシップを発揮し、教員および学部事務室に学部の独自性や自立性の醸成を促進させることが重要である。また、学部長としての権限行使が法人の管理運営において、理事としての責任を果たしているかを検証、あるいは評価するシステムを導入することが重要である。

なお、学部長の選任については、適切な方法で行われており、現時点で改善・改革の必要はない。

## (3) 意思決定

### 【現状の説明】

#### (大学の意思決定プロセスの確立状況と運用)

本学における意思決定プロセスは、法人に係わる重要事項の審議等の機関として理事会、評議員会が設けられ、一方、大学においては意思決定に大きく関与する審議等の機関として大学協議会、大学院委員会、企画運営会議、学部長会議、研究科長会議があり、その他に学部・大学院及び教学に係る諸機関が存在している。

(a) 法人の意思決定

①理事会

寄附行為第 16 条第 2 項で、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を本法人の管理運営組織における中核と位置づけている。従って法人・大学の管理運営および教学に関する重要事項は、必ず理事会の承認を経て執行されるものである。

理事会の開催は、5 月・12 月・3 月の年 3 回を定例として開催し、必要に応じて臨時にも開催している。なお、従来理事会の前に評議員会を開催していたが、平成 18 年から評議員会の前に理事会を開き、評議員会に諮問する事項を十分に協議したうえで臨むこととした。評議員会終了後に引き続き理事会を開き、評議員会から出された意見を踏まえ、理事会専決事項と併せて改めて審議を行っている。

理事会を構成する理事は、①学長・副学長・学部長・事務局長・附属大濠高等学校長、②評議員のうちから 7 人以上 9 人以内、③学識経験者のうちから 2 人以上 4 人以内とし、寄附行為上の定数は 23 人以上 28 人以内となっている。なお、評議員および学識経験者からの選任は学外者を原則としている。また、理事会の円滑な運営を図り、法人の業務を迅速に遂行するため理事小委員会を置くことができ、理事長、副理事長、専務理事（学長）、常務理事（副学長）、理事長が指名する理事 3 人以内をもって構成する。

②評議員会

理事長は、予算・借入金および重要な財産の処分に関する事項や事業計画をはじめ、寄附行為第 22 条に定める諮問事項について、評議員会の意見を聞くこととされている。また、評議員会は、法人の業務および財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べるができる。評議員会は、理事会との同日開催を原則としているため、5 月・12 月・3 月の年 3 回を定例とし、必要に応じて臨時にも開催される。

評議員の定数は 83 人以上 101 人以内とされ、構成は①学長・副学長・学部長・事務局長・附属大濠高等学校長、②法人職員のうちから 21 人以上 25 人以内、③卒業生のうちから 14 人以上 17 人以内、④在学生父母のうちから 9 人以上 12 人以内、⑤学識経験者のうちから 25 人以上 32 人以内となっている。

③監事

監事は、法人の業務又は財産状況を監査し、理事会及び評議員会へ監査報告書を提出・報告するほか、理事会で意見を述べるができる。

(b) 大学の意思決定

①大学協議会

大学における最高の審議機関として、管理運営および教学に関する重要な事項の審議を担当する。構成は、学長・副学長・事務局長・学部長・教務部長・学生部長・図書館長・研究推進部長・第二部主事・病院長のほか、各学部の大学協議員、研究科長から 2 人、法科大学院長、大学院学務委員長、附属大濠高等学校長となっている。

大学協議会で審議する事項は、企画運営会議において事前に審議することを原則とし、必要な事項については、学部長会議を通じて学部教授会との協議・調整を行っている。また、内容としては、企画運営会議が企画立案したものだけでなく、学部・附属学校・病院・センター等の組織や各種委員会から生じる大学全体の管理・運営や教学に係わる事項も含む。

## II. 大学 管理運営

### ⑥大学院委員会

大学院における最高の審議機関として、大学院の運営および教学事項の審議にあたる。委員会は、学長・副学長・事務局長・研究科長・学務委員長・各研究科の大学院委員で構成している。

### ⑦企画運営会議

本学の運営に関する基本的な計画や予算などを企画・立案するだけでなく、大学協議会や大学院委員会の審議に至るまでの意思決定プロセスにおいて、審議機関および執行機関として重要な役割を果たしている。学長・副学長・事務局長を構成員として企画運営会議の下に設置した分野毎の部門別連絡会議には、各機関の所属長を構成員として加えている。

### ⑧学部長会議・研究科長会議

学部長会議は、学長・副学長・学部長で構成し、大学および学部に関連する事項について、学内の意見を集約するため協議・連絡および調整を行う。研究科長会議は、学長・副学長・研究科長で構成し、各研究科に関連する事項について、学内の意見を集約するため協議・連絡および調整を行う。

学部長、研究科長ともに提案事項の内容によっては学部あるいは研究科に持ち帰り、教授会や通常委員会に諮り意見を集約しなければならない。学部長会議や研究科長会議では、集約された意見を基に改めて提案事項に対する協議が行われる。

### ⑨教授会・通常委員会

教授会は、学部の運営や教育研究活動に関わる最高の意思決定機関であるとともに、教授会で提案された事項の内容によっては企画運営会議を通じ学部長会議や大学協議会に上程する。また、大学の管理運営および教学に係る事項の意思決定においては、全学部との意見調整のため学部長、大学協議員をはじめ教授会構成員から選出された委員が各種委員会の構成員として学部の意見を反映させている。大学院の通常委員会は、研究科における最高審議機関として大学院の教学事項を審議している。

### ⑩部長会

事務局長の招集により、事務組織の部長・事務部長・事務長を構成員とする部長会を月1回開催している。事務組織に関する事項（組織改編等）や教学に関する提案の審議、大学協議会等の決定事項の報告を中心とする。

### 【点検・評価】

学内の意思決定プロセスでは、企画運営会議、学部等の会議における諸提案について、全学的な事項については広く職員の意見を徴しながら、合議制を前提とした民主的な形で最終決定まで進められている。また、理事会における意思決定については、学内の最高責任者である学長をはじめ、副学長、学部長を法人の運営に理事として加えているため、教学の決定が十分に反映される体制となっている。

しかし、このような民主的な管理運営は合議制ゆえに意思決定までに長い時間を要し、大学を取り巻く社会状況の変化に対し、スピードある対応を鈍らせることが往々にしてある。

### 【改革・改善策】

現行の意思決定システムが抱える時間短縮の問題解決に向けては、各機関・事案における責任体制の一層の明確化を図り権限委譲を進め、簡略化することが必要である。教授会や各種委員会等においても、取扱う審議事項の絞込みを行うなど時間短縮化を図り、スピード感を持った効果的な対

応を実現する。

なお、大学の経営方針や事業計画に対する共通認識を図るため、会議での決定事項を職員に周知させるための広報・情宣をより一層充実させる。

### (4) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

#### 【現状の説明】

学内における全学的な最高審議機関として、大学では「大学協議会」を設置している。大学協議会では、「福岡大学大学協議会規程」に基づき運営し、企画運営会議が作成した予算案や基本計画などを中心に、運営及び教学に関する重要な事項について審議するものである。構成は、前述のとおり総勢 35 人となっている。

大学協議会は、学長が招集し次の事項を審議・決定していく。

- (a) 予算に関する事項
- (b) 全体計画に関する事項
- (c) 運営に関する重要事項
- (d) 教学に関する重要事項
- (e) 入学に関する重要事項
- (f) 学長及び副学長の選考に関する事項
- (g) 役職員の選出に関する事項
- (h) 人事その他調整に関する事項
- (i) 運営及び学則その他教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (j) その他学長が必要と認める事項

議事は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開き審議することができず、出席者の過半数をもって決する。

また、大学院における全学的審議機関として「大学院委員会」を設置している。大学院委員会は「福岡大学大学院学則」に基づき運営され、構成は前述した 24 人となっている。

委員会は、学長が招集し議長となって、(a) 大学院学則及び規定の変更に関する事項、(b) 各研究科間の調整に関する事項、(c) 学位授与に関する事項、(d) 入学に関する事項並びに各研究科に関する共通な事項を協議する。

#### 【点検・評価】

大学協議会に与えられた権限については、理事会までの意思決定プロセスにおける学内の最高審議機関であり、その行使については規則に則って適切に運営されている。また、開催は、月 1 回を基本としているが、必要に応じて臨時的に開催し多くの案件を迅速に審議している。

#### 【改革・改善策】

大学の改革や新たな取り組みにともない、大学協議会で取り扱う事項が増えているが、各部門・部署への権限委譲を踏まえ適切かつ迅速な運営を継続していく。

### (5) 教学組織と学校法人理事会との関係

#### 【現状の説明】

平成 13 (2001) 年、本学は、運営規模の拡大に伴って硬直化した組織、事務体制の見直しを基に、

## II. 大学 管理運営

大々的な機構改革を実施し教学体制を刷新した。これにより各学部教授会や、教務委員会をはじめとする既存の審議・協議機関に加え、入学センター、就職・進路支援センター、国際センター、エクステンションセンター、共通教育センター、言語教育研究センターを新しく設置し、併せて全学部に専属の学部事務室を開設した。18歳人口の激減と規制改革による高等教育制度の変化など、大学経営を取り巻く環境が厳しい状況下にあつて、この体制を基に、建学の精神や教育研究の理念に基づく真に魅力溢れる大学の構築に向けた運営が行われている。

これらの新しい組織を加えた各部門・部署の審議又は協議を経た運営・教学に関わる事項は、企画運営会議の審議に付してから、大学協議会や大学院委員会の承認を経たのち、法人の運営に必要な重要事項は理事会に上程される。

また、教学組織と理事会との関係においては、理事会の構成員でもある学長（専務理事）のもとで企画・立案された大学の管理運営や教学の将来計画等に対し、実現に向けた活発な審議がなされ、密接な連携協力関係が築かれている。

### 【点検・評価】

理事会と教学組織の連携協力については、学長のほかに副学長、学部長が理事会の構成メンバーとして審議に加わるため、両者の意思疎通と意見調整が容易になっており、良好な関係を築いている。また、本学の運営並びに教学の最高責任者とされる学長が、専務理事として「理事長の意図を受けて本法人の運営に当たる」と定められており、その実行と理事会からの機能分担、権限委譲の面においても適切に行われている。

### 【改革・改善策】

教学組織と理事会における連携協力および権限委譲の面で、特段の問題はないと考えられる。しかし、平成17年の私立学校法等の改正により、学校法人が急激な社会状況の変化に主体的、機動的に対応していくため管理運営機能の強化を求められているとおり、教学主体の論理だけでは私学経営は困難に陥る危険性がある。それを回避するためには、経営に対する教学組織側の意識を喚起させることが重要である。

そのための方策として、平成18年から実施された内部監査は一つの有効な手段と考えられる。内部監査とは、理事長の意図を受けた専務理事(学長)の指示に基づき、法人全体の業務が基本方針に沿って適正に行われているかを調査するもので、その意義は、経営トップが各学部等の実態を正確に把握し、正当な評価を下し、業務改善に活かすことである。この内部監査制度の利用によって、教学組織の活動が法人運営を視野に入れたものとなっているかに関して、理事会が点検・評価していけるような体制の構築を検討する。

## (6) 大学院の管理運営体制

### 【現状の説明】

#### (教学上の管理運営組織、学部教授会との関係、研究科長の選任手続)

本学では大学院を管理する組織として、大学院委員会・研究科長会議・通常委員会が設置されている。それぞれの委員会の審議事項は大学院学則等で次のように定められている。

大学院委員会は、①学則、規程の変更に関する事項②各研究科間の調整に関する事項③学位授与に関する事項④入学に関する事項、ならびに⑤各研究科に関する共通事項を協議する（福岡大学大学院学則8条4項）。

研究科長会議は、主として①各研究科に関連する重要事項、および②学長が必要と認める事項に関して、協議、連絡および調整を行うものである（福岡大学院研究科長会議規程 4 条）。

通常委員会は、①授業に関する事項②課程修了の認定③入学に関する事項、ならびに④その他奨学金、休学、就職等当該研究科所属の学生の補導・厚生に関する事項を協議するものである（福岡大学院学則 10 条 2 項）。

通常委員会は学部の教授会にあたる組織で、大学院教育職員資格審査基準が定めた資格を有する各研究科専任の授業科目担当者で構成される（福岡大学院学則 10 条 1 項）。通常委員会で審議された事項については、大学院委員会に上程される。通常委員会の構成員のほとんどは学部教授会の構成員を兼ねており、お互いの連携は円滑に行われている。

研究科長は博士課程後期（医学研究科は博士課程）の研究指導担当者のうちから通常委員会において選出され、議長となる（福岡大学院学則 9 条 2 項・3 項）。研究科長会議は学部長会議にあたる組織で、学長・副学長・各研究科長で構成され、学長が召集し、その議長となる（福岡大学院研究科長会議 2 条・3 条）。

大学院の最終意思決定は大学院委員会で行なわれる。大学院委員会は組織上大学協議会と同列に位置しており、委員は学長・副学長・事務局長・各研究科長・学務委員長・各研究科の博士課程後期（医学研究科は博士課程）の研究指導担当者のうちから各通常委員会において選出された大学院委員（各 1 人）で構成される（福岡大学大学院学則 8 条 2 項）。

このように大学院の教学上の管理運営についても、ほぼ学部と同様の体制が敷かれており、各研究科の科長がそれぞれの委員会に出席する等、審議機関の相互連携についても円滑に行われている。

なお、法科大学院の管理運営の詳細は、法科大学院の項を参照されたい。

### 【点検・評価】

研究に比重がおかれる大学院では、研究上の専門性を備えた管理運営組織が必要となる。そこで本学では、大学院の最高意思決定機関である大学院委員会に、研究指導担当者のうちから各研究科通常委員会で選出された大学院委員を加え、高度に専門的な見地から大学院の教学を管理している。

大学院委員会は大学院の最高意思決定機関であるが、全学的な調整が必要となる事項については、大学協議会に諮られる。大学協議会には研究科長（文系代表 1 人、理系代表 1 人）および大学院学務委員長が参加しており（福岡大学大学協議会規程 2 条 12 号・14 号）、大学院委員会の意思が適切に反映される仕組みになっている。

このように、大学院の特性を十分に踏まえつつ全学的な調整を可能とする管理運営の体制は適切であると言える。また、研究指導担当者のうちから通常委員会の互選で選出されるという研究科長の選任手続きは（福岡大学大学院学則 9 条 3 項）、委員会の円滑な運営と専門性の維持を可能としている。

通常委員会と学部教授会の連携は円滑に行われているが、連携の仕組みが制度として確立されているわけではない。また、研究科長会議以外の委員会については、具体的な運営方法が「福岡大学大学院各委員会の運営に関する申合せ」で定められており、各委員会ごとの規程を制定するまでには至っていない。

### 【改革・改善策】

大学院研究科の管理運営組織の活動を適切なものとするために、研究科長会議以外の委員会について、これまでの申合せの内容をさらに一層明確にして、各委員会ごとの規程に改める。

## II. 大学 管理運営

また、学部と大学院の連携は、教育研究の充実に限らず組織運営の点からも非常に重要である。本学の場合、通常委員会の構成員のほとんどが学部教授会の構成員を兼ねていることから、実質的な連携は行われているとすることができるが、制度的に不十分であると言わざるを得ない。そこで、学部長や研究科長などの関係者が参加する検討委員会を設置し、十分な時間をかけて慎重に審議した上で、研究科長と学部長の間で意思疎通を十分に行うための仕組みを設けることを検討する。